

士幌町公共施設への太陽光発電設備等導入業務仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、士幌町が委託する「士幌町公共施設への太陽光発電設備等導入業務」に適用する。

2 業務期間

本業務の事業期間は次のとおりとする。

(1) 整備期間

令和7年3月31日までとし、設備の施工及び試験運転を完了させ、施設への電力供給可能な状態とする。ただし、国の補助を活用した事業については、当該補助の規定に従って事業を完了すること。

(2) 運転期間

運転期間は、年度当初から最長で20年間とする。

3 業務目的

本業務は、PPA方式により、公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池設備等の導入、運転管理及び維持管理等を行い、公共施設への平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に災害時のエネルギー確保を目的とする。

4 業務内容

(1) 対象施設

対象施設は、「士幌町特別養護老人ホーム」とする。なお、当該施設は「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第1号事業の3）」を活用し調査を実施しており、その結果を踏まえ事業を実施するものとする。

(2) 事業内容

ア 事業者は、(1)の対象施設に対し以下の調査・検討を行うこととする。

- ・ 構造調査
- ・ 設備容量検討
- ・ 現地調査

イ 事業者はアを行った結果、町と協定書を締結したうえで、施設に対し設備を導入する。

ウ 設備設置時に既存施設を破損した場合は事業者負担で修復する。

エ 事業者は、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。

オ 事業者は、当該設備で発電した電力を当該施設に供給する。

カ 事業者は、設備に異常もしくは故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行う。

キ 事業者は、当該施設の運転期間内における温室効果ガス排出量削減効果の検証を行い、町に報告する。

ク 施設を廃止する場合や使用できなくなった場合、事業者は町の指示により設備を撤去し、

また、撤去の際に施設を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。

- ケ 運転期間終了後の設備の取扱いについては、町との協議により決定する。なお、撤去する場合は事業者の負担により実施し、譲渡する場合は無償での譲渡とする。
- コ 事業者は、対象となる施設管理者等へ説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等は町と協議の上決定する。
- サ 町と共同して国の補助申請等に必要な業務を行う。

（３）業務費用

- ア 町は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。
- イ 電力使用量は、計量法の検定を受けた電力量計により計測する。なお、電力量計の検定費用は事業者の負担とする。
- ウ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- エ 契約単価には、設備の設置、運用、保守維持管理、撤去、保険、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- オ 契約単価は、北海道電力の実勢価格以内とし、原則、契約期間中一定額とし、積算根拠とともに示すこと。

（４）事業の条件

ア 構造調査

- ① 対象施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、既設設備の確認等、必要な調査を実施すること。
- ② 調査結果を踏まえ、設備の設置に係る課題等に関し、施設管理者等と協議すること。

イ 設備容量検討

- ① 太陽光発電設備の設置容量は、蓄電池設備を併用しながら発電した電力をすべて自家消費できる適切な容量とすること。
- ② 太陽光発電設備により発電した電力は、停電時にも特定負荷に電力を供給できる設備を構築すること。また、停電時に使用可能な設備容量については、事業者からの提案とするが、既存の非常用発電機の運用を妨げない設計とすること。
- ③ 蓄電池設備については、②で示した停電時に必要な電力を供給する体制を構築すること。

ウ 現地調査

ア「構造調査」と併せ、設備設置場所の確認及び現地測定等、必要な調査を実施すること。

エ 各種関係手続

- ① 事業者は、構造調査、設備容量検討、現地調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行ったうえで、各種法令の規定に適合していることが確認できる書類とともに、結果を町に提出すること。
- ② 国の補助を活用する場合における申請等に必要な業務を行う。なお、本業務は「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時に実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）1号事業」を活用

して実施することを前提とする。

(5) 設置の基本的条件

- ア 発電設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任で必要な措置を取ること。
- イ 事業者が設備を設置するにあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。
- ウ 使用に伴う施設使用料・借地料等は全額免除（事業期間内）とする。
- エ 事業者提供する面積の算定は、設備の水平投影面積とする。太陽光発電設備については、間隔をあけて設備を設置する場合において、その隙間の面積を含むものとする。
- オ 事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- カ 事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」について、「別紙1」のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。
- キ 設備を設置した施設について、町が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。その場合の売電量の保障は行わない代わりに、設備の運転期間には含まないものとする。
- ク 町は、事業者が施設提供条件に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことができる。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により施設を破損した場合には修復すること。
- ケ 発電設備設置場所の除草、除雪作業等については人や車両の通行に支障のないよう配慮すること。

(6) その他の条件

ア 工事の仕様（基本）

- ① 工事にあたっては、原則、公共建築工事標準仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事業が生じた場合は、別途協議により決定する。
- ② 太陽光発電等に係る設計、材料、工事、維持管理にあたっては、電気事業法、廃棄物及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 太陽光発電設備はJ E T認証を取得するものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

イ 工事の仕様（蓄電池設備）

- ① 蓄電池設備については、停電時に必要な電力を供給する体制を構築すること。
- ② 平常時は、非常時に備えて必要な残量を確保すること。

ウ 工事の条件（配慮事項・安全対策・停電）

- ① 日影、反射光、輻射熱、騒音及び電波障害による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工を行うとともに、影響が懸念される場合には対策を施すこと。特に反射光、騒音については、太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省）を参考とすること。また、太陽光発電設備設置に伴い地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合には、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

- ② 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を町に提出し、承認を得ること。
- ③ 施工にあたり、町が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- ④ 施工にあたり、施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- ⑤ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。
- ⑥ 設備に係る配線ルートについては、対象施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、町との協議により決定すること。設備、配管・配線には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。
- ⑦ 設備の設置に際しては、対象建物に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合には、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせ等）を作成し、町と事前協議の上、施設管理者及び電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- ⑧ 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。

エ 工事の条件（報告・保安・点検・災害対応等）

- ① 工事完成時には、現場で町の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、町に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出すること。
- ② 町及び対象施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、発電設備が故障した場合は、直ちに当該施設管理者または電気主任技術者に連絡の上修理を行うこと。なお、点検内容及び周期の設定は当該施設の保安規定に準じて協議することとし、点検結果については、町に書面で報告すること。
- ③ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- ④ 事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者のみが負担しなければならない。

オ 工事の条件（その他）

- ① 事業者は本事業により、町及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に加入し、町へ写しを提出すること。また、町及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が保証責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、町が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ② 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した

場合は、事業者の費用負担により発電設備の撤去を行い、設置場所の原状回復を行うものとする。

- ③ 町が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、町の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納しなければならない。
- ④ 事業者は業務上知り得た内容、情報等を町の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ⑤ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても実施するものとする。
- ⑥ その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事業が発生したときは、町と事業者で協議して決定するものとする。

別紙1 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスク内容	負担者		
			町	事業者	
共通	募集要領の誤り	提案説明書の記載事項に重大な誤りがある場合	○		
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○	
	第三者賠償	太陽光発電設備及び附帯設備（以下、「設備」という）に起因する反射光・騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○	
	安全性の確保	構造調査・設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理機関のリスクを保証する保険		○	
	事業の中止・延期	町の指示によるもの		○	
		町が実施する改修工事等による一時的な運転停止			○
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの			○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの			○
瑕疵担保	設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任			○	
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○		
計画設計段階	物価	物価変動		○	
	応募に係る費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
建設段階	物価	物価変動		○	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延		○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
支払関連	支払遅延・不能	電気使用量の支払いの遅延・不能によるもの	○	○	
	金利	市中金利の変動		○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、町又は事業者の責による事業内容の変更	○		
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○	
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○	
	町施設損傷	設備に係る事故・火災による町施設及び設備の損傷			○
設備に起因する町施設への障害				○	
保障関連	町施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷		○		
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
		仕様不適合による施設・設備への損害、町施設運営・業務への障害		○	